吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）策定支援業務委託仕様書

１　委託業務名

吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）策定支援業務

２　業務委託期間

契約締結日から令和６年（2024 年）２月２９日まで

３　目的

平成 23 年(2011 年)に制定された「スポーツ基本法」に基づき、令和４年(2022 年)４月にスポーツ庁において、スポーツを通じた共生社会の実現に取り組むことを基本方針とした、「第３期スポーツ基本計画」が施行されました。

大阪府でもスポーツ楽創都市・大阪を目指し、「第３期スポーツ基本計画」を踏まえ、令和４年(2022 年)４月に「第３次大阪府スポーツ基本計画」が施行されました。

吹田市においては、これまでも本市独自の様々な体育振興、スポーツ推進を行ってきましたが、さらなる生涯スポーツの推進及びスポーツを通した都市魅力の創造を推進するため、この度の国及び府の基本計画を踏まえたスポーツ推進計画を策定するものです。

また、本市においては、スポーツ施設の老朽化が進む中、大規模改修等については、吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画における基本方針に沿って、年次的に効率的な計画を立案していく必要があります。既存の施設は、規模、機能面においても多くの課題を抱えており、今後、多様化する市民ニーズに対応していくためには、多種目での利用やプロスポーツなどを始めとする大会を開催できる施設へと整備・充実を図っていくことが必要です。

これら本市のスポーツ施設の現状と課題を踏まえ、施設整備のあり方を盛り込んだスポーツ施設整備方針を策定するものです。

４　業務内容

吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）の策定

【令和４年度】

（１）計画立案に向けた基礎調査

ア　日本におけるスポーツの潮流やスポーツを取り巻く環境の変化、国や大阪府のスポーツ分野の計画や方策等について調査・分析を行う。

イ　吹田市におけるスポーツに関連する施策や統計データの整理、スポーツ関係団体等の動向について調査・分析を行う。

（２）市民・スポーツ関係団体等の意識調査

ア　無作為に抽出した市民等に対して無記名のアンケートを行う。

【調査対象件数】⑴吹田市が抽出した本市市民、⑵利用者や関係団体、⑴・⑵合わせて3,000 人（団体含む）

【調査票の作成】調査票については２種類作成し、⑴、⑵Ａ３判２つ折り（単色両面）10頁程度

【調査票の送付】協力依頼文書の作成・印刷、封筒（A4 判）の作成・印刷
協力依頼文書・調査票・返信用封筒（A4 判）の封入・封緘
宛名シールの作成、調査票送付封筒へ貼付け、調査票の送付
調査票発送に係る費用は受託者負担

【調査票の回収】⑴、⑵とも郵送（料金受取人払い）及び web による回収
郵送回収に係る費用は受託者負担
web による回答は本市電子申し込みシステムにて回収し、本市よりデータの提供を行う。

イ　⑴、⑵それぞれの意識調査結果について分析（単純集計、施策検討等のためのクロス集計など）を行い、調査報告書（PDF データ）としてとりまとめを行う。

（３）吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）策定会議運営支援

計画策定に向け、スポーツ関係団体や学識経験者等により構成される吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）策定会議の開催運営について、各会議の資料や議事録の作成、及び資料説明や助言など必要な支援を行う。（年度内３回程度開催予定）

（４）スポーツ推進に係る問題点・課題の抽出・整理

基礎調査や市民・スポーツ関係団体等の意識調査の結果を踏まえ、吹田市が抱えているスポーツ推進に係る問題点・課題について抽出し、整理を行う。

（５）スポーツ施設の評価、各施設の在り方の検討

ア　各施設基本情報の整理を行うとともに、施設の現状、政策的な位置づけ等を勘案し、現状について評価を行う。

イ　評価結果をもとに、各施設の方向性等について検討、提案を行う。

（６）吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）骨子の作成

（１）～（５）の調査等を踏まえ、吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）の策定に向け、下記について計画案の提案を行う。

ア　国・大阪府等におけるスポーツ分野の動向

イ　吹田市のスポーツ分野の問題点・課題

ウ　吹田市スポーツ推進に向けた将来像

エ　各施設の方向性や整備手法等についての検討

【令和５年度】

（１）吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）策定会議運営支援

計画策定に向け、スポーツ関係団体や学識経験者等により構成される吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）策定会議の開催運営について、各会議の資料や議事録の作成、及び資料説明や助言など必要な支援を行う。（年度内３回程度開催予定）

.（２）計画案の作成

令和４年度の調査を踏まえ、吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）の策定に向け、下記について計画案の提案を行う。

ア　基本方針等計画の骨格及び具体的施策

イ　数値目標

ウ　各施設の方向性や整備手法等

エ　計画を推進していくための体制や進行管理手法

（３）パブリックコメントへの対応

計画案についてパブリックコメントを実施するため、提出された意見の整理、対応案の作成を行う。

（４）冊子等のデザイン検討

計画及び概要版の作成にあたっては、以下の点に留意し、デザインについて検討を行うこと。

ア　読みやすいものとする（写真・イラスト・図表を確認する）

イ　デザイン性に優れたものとする

ウ　コラムを入れる

（５）その他

本業務の遂行にあたり、前記以外で必要な事項については市と協議の上、実施する。

協議に際して必要な資料や議事概要を作成する。

５　成果物

（１）提出期限：令和６年（2024 年）２月２９日

（２）提出場所：吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室

（３）提出部数：下記のとおり

ア　業務報告書：２部

イ　吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）：250 部

Ａ4 版印刷製本、４色刷り、100 ページ程度、表紙はデザイン性のある特殊紙を使用

ウ　吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）概要版：800 部

Ａ4 版印刷製本、４色刷り、10 ページ程度、表紙はデザイン性のある特殊紙を使用

エ　成果物に関する印刷用の版下及び電子媒体：DVD-ROM２セット

電子媒体については、ワード、エクセル形式及び PDF 形式のもので、吹田市ホームページ掲載用として分割したものを含む。

６　著作権等の扱い

（１）成果物に関する著作権、著作隣接権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市が保有するものとする。

（２）成果物に含まれる委託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は個々の著作者等に帰属するものとする。また、受託者は、本業務中の成果物に関する中間成果物を委託者の承諾なくして貸与、公表してはならない。

（３）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の責任を負うものとする。

７　注意事項

（１）本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めることとする。

（２）本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とする。

（３）受託者は、個人情報の保護に関する法律や吹田市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。

（４）本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。

（５）本業務の履行に当たり必要になる資料については、その都度委託者から提供する。受託者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後にすべて返却する。

（６）受託者から引き渡しを受けた成果品に関する権利は一切委託者に帰属するものとする。但し、受託者は委託者の許可を得て貸与、公表、使用することができる。

（７）業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

８　その他

受託者は、本業務の遂行にあたり、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。